

平成 27 年 1 月 23 日

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク (JDDnet)

理事長 市川 宏伸

### 障害福祉サービスの在り方等に関する意見

発達障害について、その本質（特性など）が社会で十分に認知されていない状況があり、その特性や困難性も一目で分かりにくい点も多く、そのため誤解されることが多い。

発達障害の本質は様々な調節機能の不十分さであり、自ら調節できないことにあり、この点を理解して支援することが必要である。

その背景としては、発達障害者は異なる“ソフト”を積んでいると言い換えられるかもしれない

#### ○障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

<移動支援について>

- (1) 発達障害者の置かれている状況は多種多様であり、移動支援のあり方も多様なかたちが望まれる。例えば、発達障害者の友人同士で余暇として出かける際に、複数利用者に対して一人の支援員がつけられるといった柔軟なサービス体制を整備してほしい。

<就労について>

- (2) 就職先に対して「障害特性であるコミュニケーション上の課題を理解し、当事者に対してアドバイスができる人材を確保すること」「当事者にコミュニケーションのトレーニングを行う機会を提供すること」が重要であることを周知徹底することを求め、企業の CSR(企業の社会的責任)が果たされるような環境作りを進めてほしい。
- (3) 就労・生活支援センターの職員等に「発達障害者に対する生活面（危機管理、金銭、健康、余暇）の相談や助言のための知識や技術の普及を徹底してほしい。（具体的には、本人が気づかずに触法に関わるような行為に巻き込まれているような場を想定）
- (4) 都道府県等や発達障害者支援センターが中心になって、離職・失業後にも当事者が相談できる機関の周知を徹底し、失業保険の手続きや求職活動等に関する行動を支援する体制作りを予め地域に整備しておいてほしい。
- (5) 就労の継続を考えた場合、就労場面だけではなく、生活面の充実も考える必要がある。例えば、気分転換が図れる場の確保、余暇活動が十分に行われるための支援や配慮等が果たされる環境作りを進めてほしい。

#### ○障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

- (6) 日常生活上の困難さを把握する際に発達障害の特性をふまえた確認の仕方をしないと、支援の必要性和認定評価が乖離することが多い。発達障害に関するコミュニケーション上の課題などを調査員がきちんと理解して評価を行えるように研修等の工夫を行うと共に、発達障害の場合の

支援の必要性を捉えやすいアセスメントの追加などについて検討してほしい。(たとえば、支援区分認定の聞き取り調査の際、親はどうしても子の苦手さを客観的に見ていない場合が多く、ボーダーライン上の子は非該当になりやすい。専門家サイドから見た生活スキルの不足が第3者にも伝わるような設問にしてほしい。具体的には、ヴァインランドⅡ適応評価尺度を念頭に置いている。)

**○障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方**

- (7) 障害者の意思をはかるには専門の知識などが必要であり、人材が不足しているため、意思決定についてコーディネートできる人材の育成を進めてほしい。
- (8) 成年後見制度や消費生活相談等に携わる関係者が、発達障害についての理解を深め、適切な対応がなされるよう人材の育成・研修を進めてほしい。また関係省庁である法務省や消費者庁においては、発達障害に関わる必要な措置を適宜講じてほしい。

**○言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方**

- (9) 発達障害者の中には「読むこと」や「書くこと」等に困難性を持っている人も多くいる。少なくとも公的機関の窓口等の職員については、一定の知識と対応力を身につけるための研修等を徹底してほしい。
- (10) また、学校や職場における電子デバイス等の活用の充実や、大学センター試験で既に導入されている試験時等の配慮を公務員試験、国家試験等も含むにおいても実施してほしい。
- (11) 発達障害の特性をふまえた意思疎通のための伝達方法および機器等の開発を、経済産業省と協力しながら積極的に進めてほしい。

以上